

2027 年国際園芸博覧会 損害保険代理業務 説明資料

< 幹事代理店 >

海外からの公式参加者、出展、協賛、その他委託事業者など多くの参加者（以下、「参加者」という。）および公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）に対し実施する業務は次の 1～8 とする。各項目は協会と協議のうえ実施する。

1. 参加者および協会からの照会・相談対応
2. 参加者の保険契約手続き（契約締結・契約変更）
3. 協会の保険契約手続き（契約締結・契約変更）
4. 事故発生時の被害者対応・保険金請求補助業務
5. 保険契約締結に必要な施設明細の作成および整備（構造、使用目的、面積など）
6. 参加ガイドライン（仮称）作成及び運用支援

参加ガイドライン（仮称）は、保険の補償内容や事務手続きなど具体的手続きを定めるもので、参加者に 2025 年 9 月頃暫定版、2026 年 3 月頃完成版を開示予定。保険業法など諸規則を踏まえ、コンプライアンスを遵守したガイドラインを作成するにあたり、そのアドバイスおよび作成に関する支援を行うこと。

7. 協会との主要連絡窓口と代理店間調整業務
8. その他、損害保険代理店委託契約書に定める業務

以上